

令和5年度 放課後等デイサービス 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針が明確化されていませんでした。 また、相談に対応する担当者を本社事務担当者と定めているものの、書面上、明らかになっておらず、労働者への周知が十分ではありませんでした。従業者の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じてください。	都条例第139号第76条で準用する第14条第4項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(27)④	2
2	秘密保持等	一部の従業者について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第139号第76条で準用する第45条第1項及び第2項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(37)①及び②	2
3	変更届	管理者が変更になっていましたが、変更届が出されていませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に届け出てください。	児童福祉法第21条の5の20第3項 児童福祉法施行規則第18条の35第1項	2
4	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	児童福祉法第21条の5の26、児童福祉法施行規則第18条の38	2
5	計画の作成	指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、放課後等デイサービス計画を作成していない事例がありました。個別支援計画の作成に当たっては、サービス等利用計画を踏まえて作成してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第2項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(16)①	1
6	アセスメント	計画を変更する際のアセスメントの記録が確認できませんでした。計画変更時もアセスメントを行い、その記録を残すようにしてください。	都条例139号第76条で準用する第12条第2項、第4項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(16)①	1
7	利用定員	利用定員を超過してサービス提供を行っている日が散見されました。災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合以外は、定員を超過してサービス提供を行うことがないようにしてください。	都条例139号第76条で準用する第38条	2
8	虐待防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していることが確認できませんでした。虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。	都条例139号第76条で準用する第43条第2項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(35)①	1
9	身体拘束等の禁止	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければなりません、一部措置が不足している事例がありました。適切に講じるようにしてください。	都条例139号第76条で準用する第42条第3項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(34)②	1
10	給付費の算定	授業終了後に行ったデイサービスを学校の休業日に行ったものとして請求している事例がありました。適切な算定となるよう、給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の1、 障発0330第16号第二の2(3)	1